



2020. 10 第508号



題名／黄い月が集落を照す(8号) 提供／大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

【コピー・転載禁止】

～従業員向けの情報も満載です。事業所内にて御回覧下さい～

## 新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。  
もっと積極的な経営をめざしたい。  
社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を

支援する全国組織、それが**法人会**です。隨時、新入会員を募集しておりますので、  
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、  
ご紹介お願ひいたします。**郡山法人会事務局(TEL:024-933-7777)**

詳しくは事務局又は、ホームページで!

郡山法人会 検索

税務署ニュース

事前の予約をお願いします

2

令和3年度税制改正提言!

3

法人会

令和3年度税制改正提言事項

4

お客様の心をうごかす

8

税のミニ通信

10

役員給与の減額改定について  
実践税務調査  
業態の確認／喫茶店 その1  
年末調整等説明会中止のお知らせ

12

11

10

8

日 次

## 税務署ニュース

# 税務署での相談は、 事前の予約をお願いします。

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など）については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記 Step 2において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

## Step1

所轄の税務署へ電話をかけます。 ※受付 8:30~17:00(土、日、祝日及び年末年始を除く)

郡山税務署 024-932-2041

## Step2

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「\*」「#」を押してから番号を選択してください。

- 1 電話相談センター
- 2 申告相談の事前予約等
- 3 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等
- 4 納税の猶予制度についてのご相談等

(注) 所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談等が追加されます。

## Step3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。

また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

仙台国税局・郡山税務署

法人会令和3年度税制改正へ提言！

## コロナ収束後には 本格的な税財政改革を！

このほど、私たち法人会は令和3年度税制改正において、改正を求める税制提言をまとめました。

法人会は戦後設立されて以来、毎年欠かさずに、私たち中小企業の声を税制改正に活かせと要望を重ね続けており、これまで多くが実現をみてきています。今次の中新型コロナウイルス感染拡大によって、経済社会活動が機能不全に陥るという非常事態への対応か

ら、我が国国家的課題と言える財政健全化への道が遠のき、財政の悪化は急速かつ深刻なものとなつてしましました。

これまで我が国財政は地方を合わせて、長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍にあたる1100兆円を超える危機的な状況にあつたことに加え、今次コロナ感染への政府対応によって、令和2年度の新規国債発行額は、当初予算の

法人会は、コロナ対策と経済活性化の両立を図ることを強く望みつつ、生活困窮者や経営基盤のぜい弱な中小企業へ効果的な支援措

置を講じることを求めた上で、今回の国債発行で対応したコロナ対策費の負担については、将来世代に先送りせずに、せめて現世代で解決するよう早急に議論を始めていくことを求めました。

その上で、さらにコロナ収束後を見据えた本格的な税財政改革へ取り組むことを強く訴えました。

政府が掲げてきた財政健全化目標としてきた2025年度の基礎的財政収支の黒字化達成は困難な実態であり、2029年度まで大

32・6兆円に加え、一次、二次の補正予算で57・6兆円が追加されました。

きく後退する実情にあります。

個別の税制提言では、中小企業が地域経済・雇用の担い手であり、我が国経済の礎を支えているとの立場から、法人税をはじめ多岐にわたる税目に対し、改正を求める。

歳入の一括改革に取り組むことことが重要であると訴えました。

さらに、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別具体的な削減方策と工程表を明示して着実に実行するよう求めました。

とりわけ、昨年の消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかっているとともに、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感を近年になく高まっており、政府と議会は「隠より始めよ」の精神で自ら身を削る

歳入の一括改革に取り組むことことが重要であると訴えました。

個別の税制提言では、中小企業が地域経済・雇用の担い手であり、我が国経済の礎を支えているとの立場から、法人税をはじめ多岐にわたる税目に対し、改正を求める。



会長 伊野 勝彦  
公益社団法人郡山法人会

# コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

## 令和3年度 税制改正提言

法人会はこのほど、令和3年度の税制改正に向けた提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めた提言活動を開始しました。

新型コロナ感染拡大の収束が見えず、長期化が見込まれる中で、法人会は足元では感染対策と経済活性化の両立を図ることが求められるとした上で、経営基盤が脆弱な中小企業に効果的な支援措置を講ずるよう求めました。

さらに、今次のコロナ対策で赤字国債が追加発行され、一段と財政悪化は急速かつ深刻化していることを指摘し、本格的な税財政改革に取り組むよう、強く求めました。

**紙幅の関係上、抜粋掲載いたします**

### I 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革は、一時棚上げ状態となつた。新型コロナウイルスの大流行という非常事態への対応を最優先である。

この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32・6兆円に一次、二次の補正予算で57・6兆円が追加され90・2兆円に上っている。

すでに、我が国財政は地方

を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中でも突出して悪化している。

歴代政権の多くが社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランスを放置し、平時できても財政健全化を怠ってきた結果である。

そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せ

されるわけである。

いくら使途が国民生活支援と中小企業をはじめとした企業の収入補填などの危機対応策が不可欠だったとはいえ、財政規律は完全にタガが外れた状態と言わざるをえない。

このままでは財政破綻が現実のものとなろう。返すがえでも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまれる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。

せめて国債で賄つたコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方政府を合わせたP B赤字はG D P比12・8%の67・5兆円と昨年度の赤字14・5兆円、G D P比2・6%から急激に悪化した。

このままでは財政破綻が現実のものとなろう。返すがえでも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまれる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。

せめて国債で賄つたコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地

その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図つていかなければならない。

とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

また、新型コロナ対応で先進各国に比べて遅れが目立つたデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などだが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になる。

しかし、2025年度P B黒字化の目標を簡単に放棄してしまうのではない。試算は今後我が国が取り組まねばならない本格的な税財政改革を想定したものではないし、新型コロナ対策で追加発行された多額の国債の影響を直接的に受けられるわけでもない。

なぜなら、P Bは財政収支や債務残高対G D P比などの指標と違って国債に関する収支を除外して計算する単年度

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化  
新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図つていかなければならない。

府の「中長期の経済財政に関する試算」によると、今後の見通しも極めて厳しい。政府が財政健全化目標としていた2025年度のP B黒字化に向けた2021年度の中間目標「P B赤字対G D P比1・5%程度」などはクリア不可能となつた。

2025年度の黒字化目標についても、成長実現ケースでは、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要である。

また、新型コロナ対応で先進各国に比べて遅れが目立つたデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などだが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になる。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方政府を合わせたP B赤字はG D P比12・8%の67・5兆円と昨年度の赤字14・5兆円、G D P比2・6%から急激に悪化した。

我が国は2022年度から

団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一体改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にP.B黒字化を達成しておかねばならなかつたのである。

コロナ禍というまつたく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進国の多くはそれによって生じた政府債務の負担のあり方にについて議論に入っている。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。

新型コロナが落ち着いたら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。

中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るために支援策を引き続き講じていく必要がある。

その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底を

や申請手続きの簡便化、スピード化など給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもつて行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える。すでに、一部には

日本国債の格付け引き下げの動きもしており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。

高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2020年度現在は約127兆円)に達する見込みである。

また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保険給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によつて可能な限り抑制することが必須である。

今国会では年金改革法が成立し、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等

が見直された。

しかし、こうした措置では極めて不十分であり、新型コロナ収束後は大胆に医療、介護分野の改革に切り込んでいくべきだろう。

### 社会保障のあり方

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、

公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減等、抜本的な施策を実施する。

(1) 年金については、「マイクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行いう必要がある。

給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジエネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

新型コロナウイルス対策につ

## 法 人 こ り や ま

### 3. 行政改革の徹底

昨年の消費税率の引き上げに続き、新型コロナウイルスの感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかっている。

今般の国会議員の歳費2割削減は国民への配慮とされたが、この程度では極めて不十分であり小手先のパフォーマンスとの誹りは免れない。

地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。

方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

(前頁へ)

いとも、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。

これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制  
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系  
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減  
(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。

それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混亂などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながろう。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制  
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、個人情報の漏洩、第三者による人件費の抑制  
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減  
(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## II 中小企業が事業継続するための税制措置

### 1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるよう税制の確立が求められる。

そうした中で、中小企業は

新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅していく。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれる軽減税率の適用所得金額を、

これまで広げるかは今後の重要な課題である。

たとえばデジタル化によつて世帯収入などさまざまデータが迅速に収集できれば、社会保険や税の新たな制度設計などに役立つからだが、それには広範な国民的議論も必要となる。

(2) 中小企業の技術革新など  
経済活性化に資する措置

度末（賦課期日）が迫つた申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企

業防災・減災投資促進税制（中小企業強靭化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となつていることから、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制について、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなつてている特例措置の適用期限を延長する。

(1) 法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれる軽減税率の適用所得金額を、

上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たつては、手続きを簡素化するとともに、事業年

④ 役員給与の損金算入の拡充  
④ 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績運動給与の損金算入を認めるべき

企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績運動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

経営者の経営意欲を高め、

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

新型コロナウイルスの収束

# 法 人 こ り や ま

時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

## 2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもつて適用が終了することとなつている。

今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁

できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。

こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。

これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

(1) 事業承継税制関係 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相

続税の負担等によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧洲並みの本格的な事業承継的な措置にとどまつておらず、欧州主要国と比較すると限定的である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響は、地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 相続税、贈与税の納稅猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平

成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月

## III 地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性

元大学との連携などによる能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地

元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、

中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図ることで、さらなる市町村合併を

(4) 地方公務員給与は近年、スペイレス指数（全国平均ベース）が改善せず、高止まりしております、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すこと

が重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり

方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチエック機能を果たすべきである。高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平

末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。





税のミニ通信

# 役員給与の減額改定について

東北税理士会郡山支部/税理士 橋本 勉

新型コロナウイルス感染症(以下「コロナウイルス禍」といいます。)の影響が国内外に蔓延し、その終息が予測できず今後の経営が著しく悪化する可能性がある状況にあります。そこで、コロナウイルス禍における経営改善策として役員給与の減額を行う場合の注意点についてQ&A方式で説明することとします。

**Q1** 役員給与の減額改定を会計期間の途中に実施した場合に損金算入は認められますか。

**A1** 役員給与の減額が業績悪化改定事由による改定に該当する場合は、損金算入が認められます。なお、業績悪化改定事由とは経営状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由によりやむを得ず減額せざるを得ない事情があることを言います。例えば次のような場合が具体的に考えられます。

- ①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ③業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るために計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

**Q2** 役員給与の改定が通常の改訂時期に実施できなかった場合の取り扱いについて特例はありますか。

**A2** コロナウイルス禍において定期株主総会の開催時期が大幅に延期するケースが増加しており、その場合は「特例の事情があると認められる場合」に該当し、通常改訂の要件を満たすとされます。そもそも定期同額給与の改定(以下「通常改定」といいます。)については、会計期間開始の日から3月を経過する日までに行なうことが要件とされています。これに加えて継続して毎年所定の時期にされる改定に限り、3月経過日等後になることについて特別の事情があると認められる場合には、その通常改定の時期の要件は、その改定の時期とされています。

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索

# 実践 税務調査

## 業態の確認／喫茶店①

税理士 牧野 義博



調査官は、喫茶店の調査を担当することになりました。喫茶店は、申告が適正に行われているか、帳簿を見ても比較対象物がないので、現金業種の中でも特に調査が難しいといわれています。一般的には、コーヒーの粉の仕入れ量から売上を推計することとなります。

調査官は、調査対象の喫茶店がどのような営業を行っているのか、日頃の状況を確認することにしました。平日・休日を問わず、また時間帯を変えながらお店に出向き、テーブルの数や1テーブル当たりの回転数、レジの状況、おしほりやコーヒーの粉の仕入れ時間帯や仕入先など、時間をかけて地道に確認していきました。古い話で恐縮ですが、映画「マルサの女」で宮本信子がお客様の数取りを行っていた場面を思い出してください。

調査官が特に重点を置いたのがレジスターの管理状況でした。最近、混んでいる時間帯では、レジの引出しを開きっぱなしにしてレジを打たず、お釣りを引出しの中からいきなり渡すという光景が多々見受けられました。後でまとめて売上伝票からレジを打つのでしょうか。怪しいですね？

余談ですが、ある調査官が、調査前日の売上伝票とレジのロールペーパーから、レジの打ち直しによる売上除外を見つけたそうです。何で分かったのでしょうか？ 売上伝票は精算が済んだ順にスタンドに刺していくので、一番下が最初のお客さんで一番上は最後のお客さんということになります。レジのロールペーパーはどうでしょう。ロールペーパーの一日分は売上伝票の逆で、一番上の印字が最後のお客さんなのです。調査官は、売上伝票の束とレジのロールペーパーの照合を行いました。すると、売上伝票の最初のお客さんがロールペーパーの一番上に印字されているではありませんか。つまり、売上伝票をスタンドから抜いて売上伝票の一部を除外した後、そのまま一番上にある売上伝票から打ち直してしまったのです。物理的に考えても、打ち直ししか考えられません！ 経営者も観念し、売上の除外を認めたそうです。

話を戻します。調査官は、調査対象の喫茶店は終日同じ売上伝票を使用しているか、レジの交替はいつか、特定の時間帯（お客様が集中する昼休みなど）のレジはどうしているかなど、毎日細かく念入りに観察を行ったのです。これを業界では「内観調査」といいます。



また、喫茶店を数件ハシゴし、コーヒーの濃さを舌で覚える勉強もしました。コーヒーの粉1kgだとドリップ方式で何杯のコーヒーをいれられるのか。110杯、120杯、130杯？ 行きつけの喫茶店にもご協力いただきました。慣れてくると、ある程度当たるようになるのだそうです。さすが、プロですね。

さあ、下準備が整いました。いよいよお店で調査開始です。調査展開やいかに？

## 税務署からのお知らせ

# 令和2年分 年末調整等説明会開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

**A** 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となつた点があります。

## Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですが どうしたらしいですか？

**A** 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。

詳しくは年末調整特集ページへ

詳しくは年末調整特集ページへ



## 新型コロナウイルス 中小企業に関連する施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22  
TEL 024-922-0860

**AIG** AIG損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8  
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211